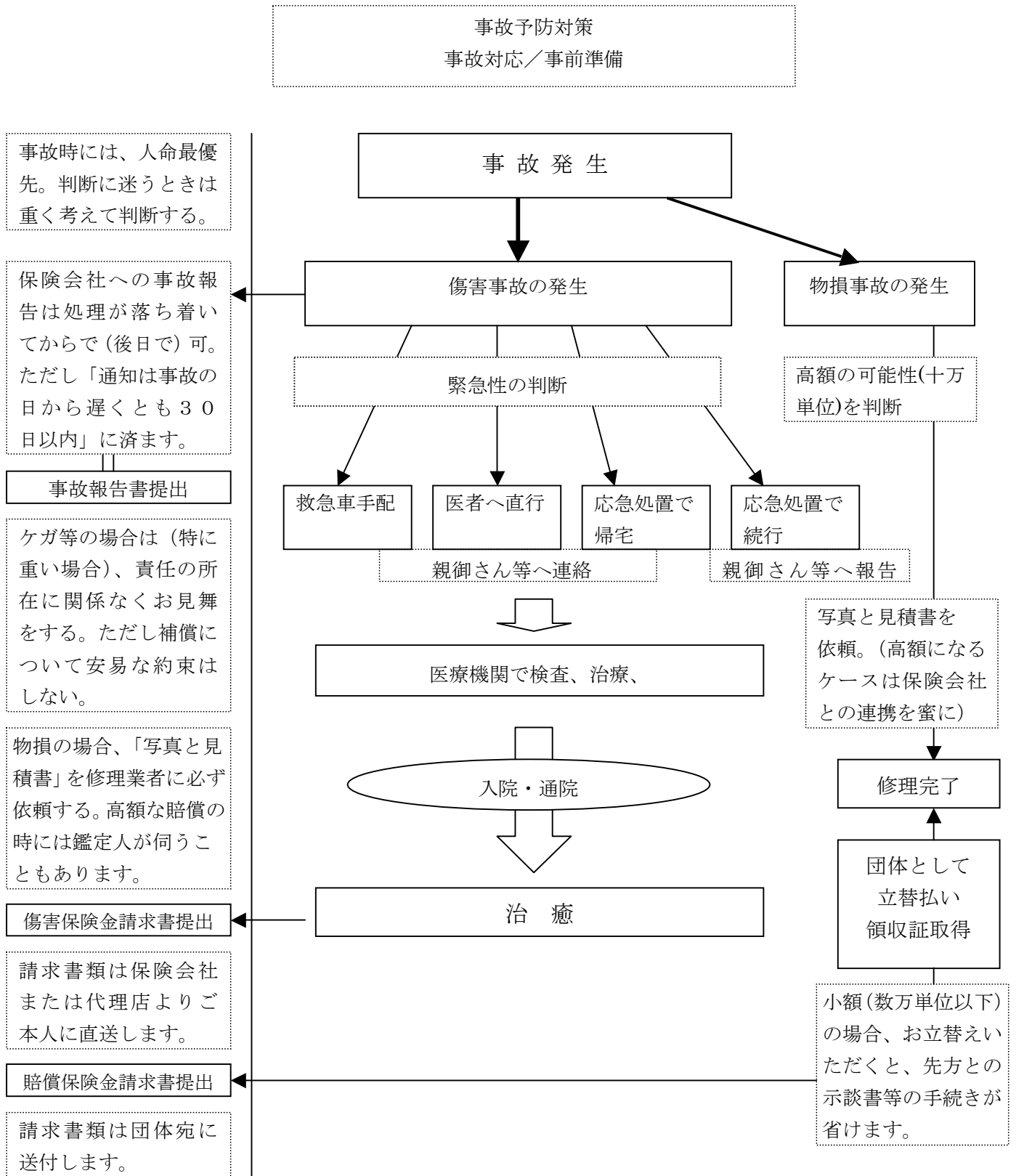


# 事故処理の基本的な流れ



- 手続き上、加入者をお願いしたいこと
- ①事故報告書の作成、送付(Fax)
  - ②証明書類の提出 a.名簿 b.活動中の事故である旨の証明書(フォームあり)
  - ③賠償の場合…保険金請求書類の作成、小額の場合のお立替

# 賠償責任保険の補償内容について

## 1. 補償の項目

- (1) 賠償責任補償
- (2) 傷害補償

## 2. 補償の内容

(1)賠償責任補償 <以下の内容がセットになっています>

### ①賠償責任保険の補償内容

補 償 の 項 目		保 険 金 額
賠 償 責 任	対人・対物共通	保険期間中 2 億円
	管 理 財 物	1 事故・保険期間中 50 万円 (現金・小切手は 10 万円)
人 格 権 侵 害		1 名 50 万円 1 事故・保険期間中 100 万円
見 舞 費 用		死 亡 : 50 万円 後遺障害 : 1.5~50 万円 入 院 : 2~10 万円 通 院 : 1~5 万円
事 故 対 応 費 用		1 事故・保険期間中 500 万円

[具体的な賠償責任事事故例]

- 会場づくりの作業途中にイスを乗せた台車を借用会場のガラスに当ててしまい破損させた。
  - イベントで、借りたテントが突風で飛んで、通行人に大怪我を負わせてしまった。
  - 介助ミスで、相手の方が転倒し怪我させてしまった。
- 他 団体の活動の遂行にあたり発生した各種法律上の損害賠償責任および損害を包括的に補償します。

### (2)傷害補償

#### ①傷害保険の内容

お 支 払 す る 保 険 金	保 険 金 額
死 亡 保 険 金	500 万円
後 遺 障 害 保 険 金	1.5~500 万円
入 院 保 険 金 日 額	1 日あたり 3,000 円
通 院 保 険 金 日 額	1 日あたり 2,000 円
手 術 保 険 金	入院保険金日額の 10 倍・20 倍・40 倍

\* 傷害保険はお客様のニーズに合わせて保険金額を変更することが可能です。

[具体的な傷害事事故例]

- ものづくりの最中に誤って手に大きなケガを負ってしまった。
  - レクリエーションの最中に転倒して、足を骨折してしまった／肩を脱臼してしまった。
  - スタッフの通勤途上、役員会出席のための役員の自宅との往復途上のケガも補償されます。
- 他 急激・偶然・外来の事故によるケガを補償します。

### 3. 注意点／支払われない場合の代表的なもの

- 登録団体の活動中でない場合
- 契約者または保険金受取人の故意によるもの
- 法令に違反した行為によるもの
- 団体、役員、および活動に従事中のスタッフに対する賠償責任  
(賠償事故の加害者にはなっても、被害者にはなれないという意味です。自分が自分を訴えることはないわけです。)
- 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ(脳出血で倒れた際に負ったケガなど)
- 法律上の賠償責任を超えた／保険会社に無断で約束した(加重された) 賠償金
- 自動車 (バイクを含む) 事故による「賠償責任」・・・自動車保険

### 4. 事故の際にお願いしたいこと(保険上のポイント)

- ケガがある場合には医者に見てもらおうようご指導ください。
- お詫びやお見舞はしてください。責任の所在や賠償についての発言は控えてください。
- 物の破損については、(急ぐ場合には修理にかかってもらって構いませんが) 破損部分や部品の写真を撮影しておいてください。あるいは修理業者さんに見積書と写真をご依頼ください。
- 事故報告はなるべく速やかに(ただし現場対応が優先)、事故の日時、場所、当事者の氏名、病院、事故状況などをお知らせください。報告用紙は別途お配りします。
- 保険金ご請求の際には、加害者あるいはケガ等をされた方が載っている(部分の) 会員名簿(コピー)を提出いただきますので、会員(参加者)名簿の備え付けをお願いいたします。

以 上